

## 障害者の雇用に関する調書

商号又は名称：  

---

○評価項目：障害者の雇用の有無（個人事業主及び役員が障害者である場合を除く。）  
（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用）

障害者の雇用の有無	有	無
-----------	---	---

- (1) 上表の「障害者の雇用の有無」について、該当する方へ「○」を付けること。  
(2) 障害者の雇用が有る場合は、当該障害者に係る次の書類を添付すること。

- ・ 「健康保険被保険者証」の写しなど、入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用していることがわかるもの
- ・ 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のうち、該当するものの写し
- ・ 法務局の発行する「履歴事項全部証明書（「役員に関する事項」が記載されているものに限る。）」の写し  
（但し、個人事業主で「履歴事項全部証明書（「役員に関する事項」が記載されているものに限る。）」の写しを提出できない場合は、別紙「申立書」を提出のこと。）

- 注) 1. 上記3種類の書類を添付すること。  
2. 同一の障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用していない場合は、評価を行わない。なお、当該障害者は入札の公告日の前日まで継続して障害者であること。  
3. 当該障害者が入札の公告日の前日までの1年間に個人事業主又は役員であった場合は、評価を行わない。  
4. 履歴事項全部証明書は、入札の公告日以降に発行されたものを有効とする。